

ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I

No.447

平成26年1月10日発行

新年のごあいさつ



日本郵政共済組合
本部長
勝野 成治

皆さん、明けましておめでとうございます。年頭にあたり謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

初めに、皆さんの、この年末年始における業務繁忙への対応とそのご尽力に対し、改めて敬意を表したいと思います。そして、日頃からの共済事業に対するご支援とご協力に感謝申し上げます。

ご承知のとおり、当共済組合は、郵政グループ会社の社員等の皆さんで組織する共済組合であり、組合員とそのご家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、会社の発展に資することを目的として設けられた法人です。

私たち共済組合の事業は、短期給付事業、長期給付事業と福祉事業とに大別されます。

短期給付事業は、皆さんが病気になった際の医療費の支払いなど、主に医療保険を運営する事業です。昨年4月から、高齢化社会の進展や増加する医療

費及び高齢者医療制度への支援等による費用負担の増加のため、この医療保険に係る短期掛金率の引き上げや附加給付の見直しを行ったところです。今後とも、医療費抑制に積極的に取り組むなど、収支バランスを考慮した事業運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

長期給付事業は、皆さんの年金受給についてお手伝いをする事業です。退職したのち、大切な年金を滞りなく受給していただくため、引き続き、制度改正やその必要な手続等を適切にお知らせしてまいります。

福祉事業は、主に皆さんの健康増進をサポートするサービスを提供しています。毎年、ご家族を含む約8万6千人の皆さんに対して人間ドック助成を行っているほか、ご家族を含めて20万人以上の皆さんを対象として生活習慣病予防のためのメタボ健診(特定健康診査)や特定保健指導を行っています。ぜひ、皆さんやご家族の健康管理に活用してください。

本年も、日本郵政グループ会社社員の共済組合として、よりよい共済サービスの提供を心がけ、そして、何よりも皆さんの暮らしを支えるセーフティーネットとしての大切な役割を果たすため、職員一丸となって事業運営に努めてまいりますので、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

組合員の皆さんとご家族のご健勝とご活躍を祈念しまして、新年のごあいさつといたします。

日本郵政グループの新しい福利厚生制度 総合的福利厚生代行システム(Letter for Benefit)サービスイン(1/16)!

平成26年1月16日(木)から、日本郵政(株)、日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険の4社の社員等(アルバイトを除く)を対象に、日本郵政スタッフ(株)による福利厚生サービスが開始されます。

どんな制度なの?

全国の人気ホテル、有名旅館など宿泊施設から、レジャー施設、ショッピング、グルメ、エステなど毎日の暮らしやオフタイムをお得に充実させる多彩なメニューを取り揃えています。総メニュー数は充実の75,000以上。各施設・サービスを会員限定の特別優待価格にてご利用いただけます。※「育児助成」「介護助成」も開始いたします(正社員等が対象)。



例えばこんなキャンペーンも♪



国内・海外宿泊



最大
80%
OFF

ちょっとリッチなホテルから、肌が喜ぶ温泉宿まで♪

レジャー



最大
75%
OFF

普段のお出かけも! クラブオフを見て決めよう!

日帰り湯



最大
60%
OFF

全国の居酒屋や宅配ビザの割引も

グルメ



最大
50%
OFF

これなら家族が増えても安心!

しらのサービス



優待価格

※キャンペーンメニューをご利用の場合

ご利用方法等

別途、各職場にガイドブックをお届けいたします。社員の皆さまにはダイジェスト版をお届けいたします。サービス内容、具体的な利用方法等はガイドブック等のほか、1月16日以降webサイト(<http://benefit.jp-staff.jp/>)でご確認ください。

任意継続組合員の方は対象となりません。

<お問合せ:上記webサイトをご利用いただくか、ダイジェストブック等をご参照ください。>

資格のなくなった組合員証等は使用できません!

退職された場合、退職日までしか組合員証等は使用できません。

退職後、共済組合から発行している全ての組合員証等は、**速やかに共済センターに返却してください。**

なお、任意継続組合員となることを申し出た方は、任意継続掛金の入金確認後に任意継続組合員用の組合員証等を発行しますので、到着するまでの間、現職中に使用していた組合員証等を使用してください。ただし、**新証を受領後は、旧証は必ず返却してください。**

【参考】組合員証等とは下記のものがあります。

1.カード様式

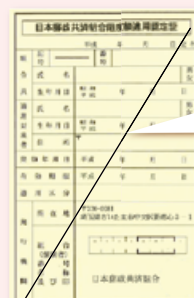
- 組合員証
- 組合員被扶養者証



カードの証書を返却する際は、右端を切り取ってください。

2.紙様式

- 限度額適用認定証
- 特定疾病療養受療証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 一部負担金等免除証明書



紙の証書を返却する際は、斜線を引いてください。

《被扶養者担当》

退職後の健康保険への加入

**退職すると、退職日の翌日に共済組合員資格を喪失し、
在職中に使用していた組合員証(家族の被扶養者証を含みます。)は
使用することができません。**

退職又は任継期間満了される方には、表1のとおり「資格喪失証明書」を「証明書発行申請書」での申請なしにご自宅に送付しますので、表2の健康保険等の加入手続の際にご使用ください。

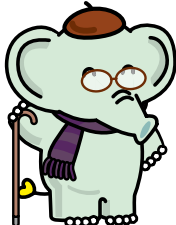
なお、退職後に健康保険の加入手続をしないでいると、病気やケガをした時に治療費を全額自己負担することにもなりかねませんので、退職後のライフスタイルによっていずれかの健康保険に必ず加入する必要があります。

表1

種別	送付時期
郵政グループ会社を退職される方	退職日のおよそ1週間後 ※郵政グループ各社の登録に基づき送付します
任意継続組合員期間を満了される方	任継期間満了月の上旬 ※3月31日に満了となる方には3月上旬に送付します

表2

退職又は任継期間満了後のライフスタイル別の手続一覧

退職又は任継期間満了後の ライフスタイル	必要な手続等	健康保険の選択肢
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢再雇用短時間社員 ● 自営業、短期アルバイト ● 年金受給者等の未就業の方 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険への加入手続 任意継続組合員となる場合は不要(注1) ● 国民年金への加入手続 退職時60歳未満の場合は必須(注1) ※60歳未満の被扶養配偶者も上記手続が必要 	<ol style="list-style-type: none"> ① 日本郵政共済組合の任意継続組合員になる P4の「任意継続組合員になるには届け出が必要です」をお読みください。 ② 国民健康保険に加入する 保険料はお住まいの市区町村にご確認ください。 ③ 家族の被扶養者になる 被扶養者となる場合は、保険料はありませんが、被扶養者の認定基準を満たす必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢再雇用フルタイム勤務社員(注2) ● 郵政グループ会社のエキスパート及びパートタイマー等の期間雇用社員(注3) ● 民間企業の正社員等 ● 公務員 	<p>手続不要 ※再就職先で健康保険や厚生年金等に加入します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ④ 退職日の翌日に再就職等する場合は、再就職先の健康保険等に加入します。(注4)

注1 任意継続組合員制度は健康保険のみの制度です。任意継続組合員になっても退職時の組合員又は被扶養配偶者の年齢が60歳未満の場合は、それぞれ国民年金第1号被保険者への種別変更手続が必要です。

注2 高齢再雇用フルタイム勤務社員は、共済組合員資格が継続しますので、在職中と同様に共済組合員証(家族の被扶養者証を含みます。)を使用できます。

注3 「労働時間が1日6時間・週30時間以上、雇用期間が2か月以上」のときは、原則、再就職先で健康保険等に加入することになっています。

注4 退職後、1日以上期間をおいてから再就職する場合は、再就職までの間、①～③のいずれかに加入しなければなりません。

なお、①～③の各健康保険制度には申請期限がありますので、早めに検討してください。

《標準報酬・任継担当》

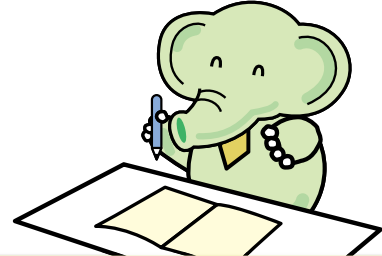
任意継続組合員になるには届出が必要です

任意継続組合員になるには、退職日から20日以内に初回の任継掛金を納付していただく必要があるため、退職日から10日以内に「任意継続組合員となるための申出書」を共济センターに送付してください。

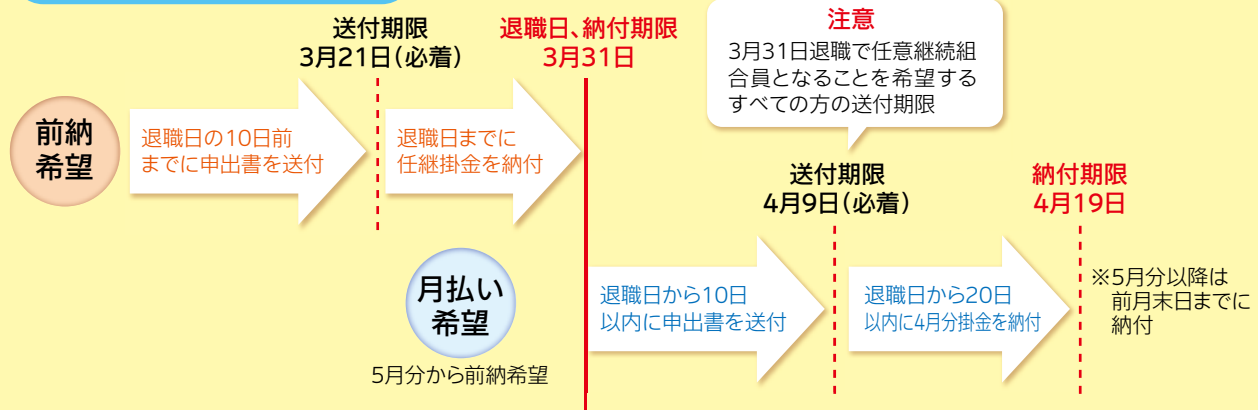
なお、前納(年払い及び半年払い)を希望する場合は、前納期間の最初の月の前月末日までに任継掛金を納付していただく必要があるため、必ず退職日の10日前までに「任意継続組合員となるための申出書」を共济センターに送付してください。

注意

「任意継続組合員となるための申出書」は、勤務先郵便局等へ提出されても手続は完了となりませんので必ず共济センターに送付してください。



例：3月31日退職の場合



《任継担当》

退職後の氏名又は住所の変更手続

退職後、国家公務員共济組合連合会(KKR)又は日本年金機構から「年金の請求手続を勧奨するための案内状等」が送付されます。この送付物が正しい氏名・住所あてに送付されるようにするため、退職後、年金を受給するまでの間に氏名又は住所を変更したときは、①及び②のとおり変更手続をしてください。

なお、任意継続組合員の方は、これらの手続に加え「氏名等変更届出書」又は「振込口座・住所 新規・変更届出書」を共济センターに送付してください。

① 国家公務員共济組合連合会(KKR)への手続

「住所・氏名変更届」の提出

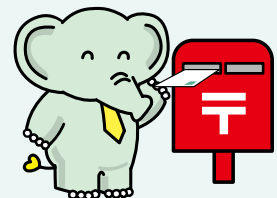
送付先：国家公務員共济組合連合会年金部資格管理課

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

TEL 03-3265-8141(代表)

※様式等の詳細は、KKRへお問い合わせください。

※郵送料は差出人負担となります。



② その他の手続

退職後、国民年金第1号被保険者の方はお住まいの市区町村年金窓口、同第2号被保険者の方はご本人の勤務先、同第3号被保険者の方は配偶者の勤務先にご確認ください。

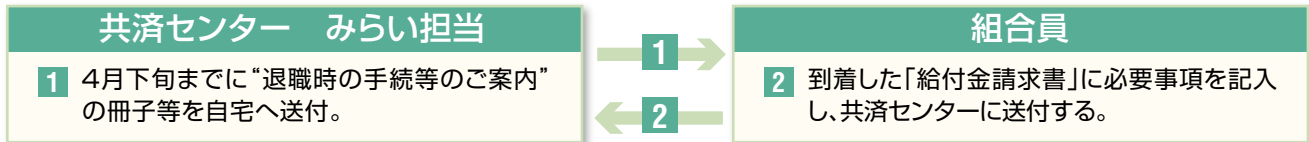
《標準報酬担当》

3月末日退職者の「みらい」の手続について

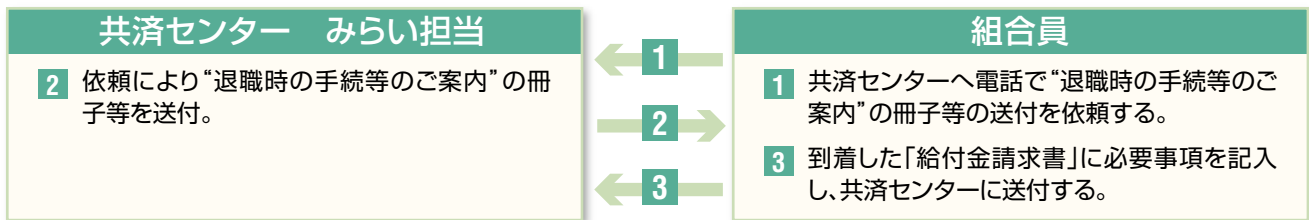
退職後、団体積立年金保険「みらい」は自動的に脱退扱いとなりますが、次の手続が必要です。
未手続ですと、在職中に積み立てた掛金を受け取ることが出来ませんので、必ず手続をお願いします。

- 参考
- 3月末日以外に退職する方は下記の〈50歳未満の方〉と同様の手続となります。
 - 退職後、引き続き高齢再雇用フルタイム勤務社員となられる方(共済組合員の資格を喪失しない方)であっても、団体積立年金保険「みらい」は継続できませんので、退職時の手続が必要となります。

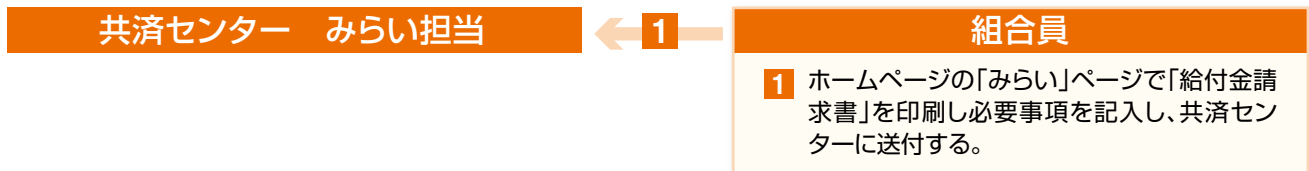
● 〈50歳以上の方〉



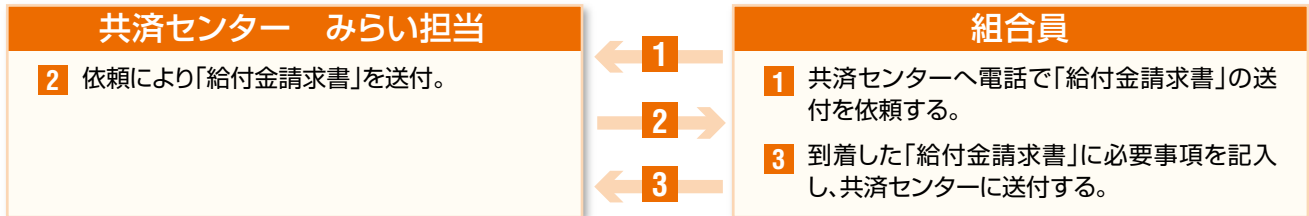
【早めに手続をされたい方】



● 〈50歳未満の方〉



【ホームページをご覧になれない方】



○一時金の送金の目安

一時金として受け取る場合、請求書が退職日の翌月20日までに共済センターに到着した分は、退職日の翌々月中旬～下旬の送金予定となります(例えば、3月末退職では、4月20日までに(当日が土、日及び祝日の場合は翌営業日まで)共済センターに請求書が到着した場合、5月中旬～下旬頃に送金予定となります)。請求書に不備がある場合は、送金が遅れますので注意してください。

★給付金の受取方法等のご相談は、明治安田生命保険相互会社へ照会してください。

TEL 0120-165-660(午前9時半～午後5時半 土、日及び祝日を除く)

Q

3月末日で退職し、4月1日から高齢再雇用フルタイム勤務社員として郵便局で仕事をしますが、「みらい」に引き続き継続加入することはできますか？

A

団体積立年金保険「みらい」は定年退職したときは脱退することになっているため、申し訳ありませんが継続加入することはできません。退職に伴う手続(給付金等の請求)をお願いします。

Q

年金又は一括受取を検討していますが積立金がわからないため、判断に迷っています。

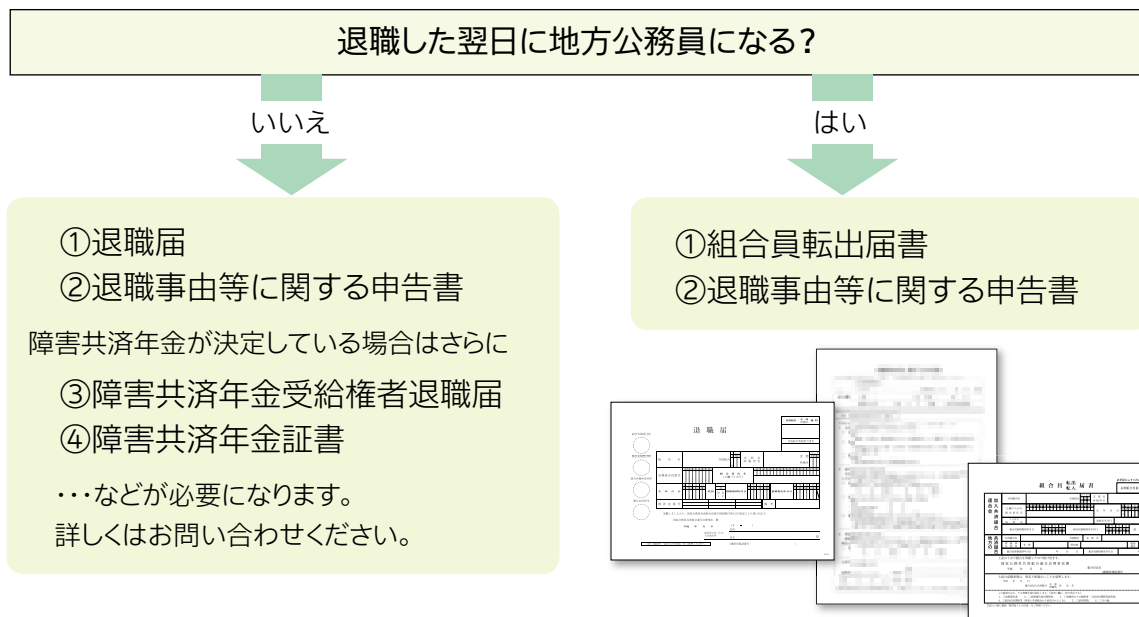
A

お手数ですが、明治安田生命保険相互会社のみらい専用ダイヤルへ照会してください。
TEL 0120-165-660(午前9時半～午後5時半 土、日及び祝日を除く)
または、3月上旬に送付する残高通知書(平成26年1月1日現在)をご参考ください。

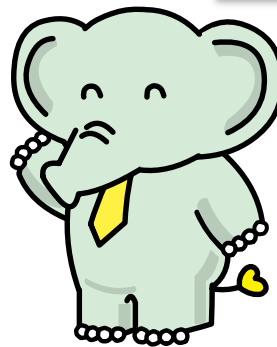
〈みらい担当〉

退職の際は共済年金の届出を忘れずに

●退職時の年齢が61歳未満(S28.4.2以降生まれ)の方の提出書類



60歳から年金を繰上げて請求することもできます。詳しくは共済センターまでお問い合わせください。



DVD「共済ナビ～退職後の年金と健康保険～(仮称)」

共済年金、任意継続組合員の仕組みや請求(申込)方法などをわかりやすく解説したDVD「共済ナビ～退職後の年金と健康保険～(仮称)」を制作しました。

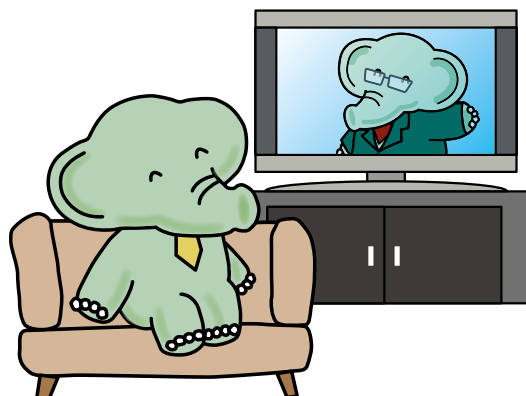
57歳以上の組合員で、ご視聴を希望される方に配付します。

ご視聴を希望される方は、適宜用紙に次の事項を記載し、返信用封筒(※)を同封して、表面に「DVD希望」と明記の上、共済センターに送付してください。

なお、DVDの発送は2月中旬頃からとなります。

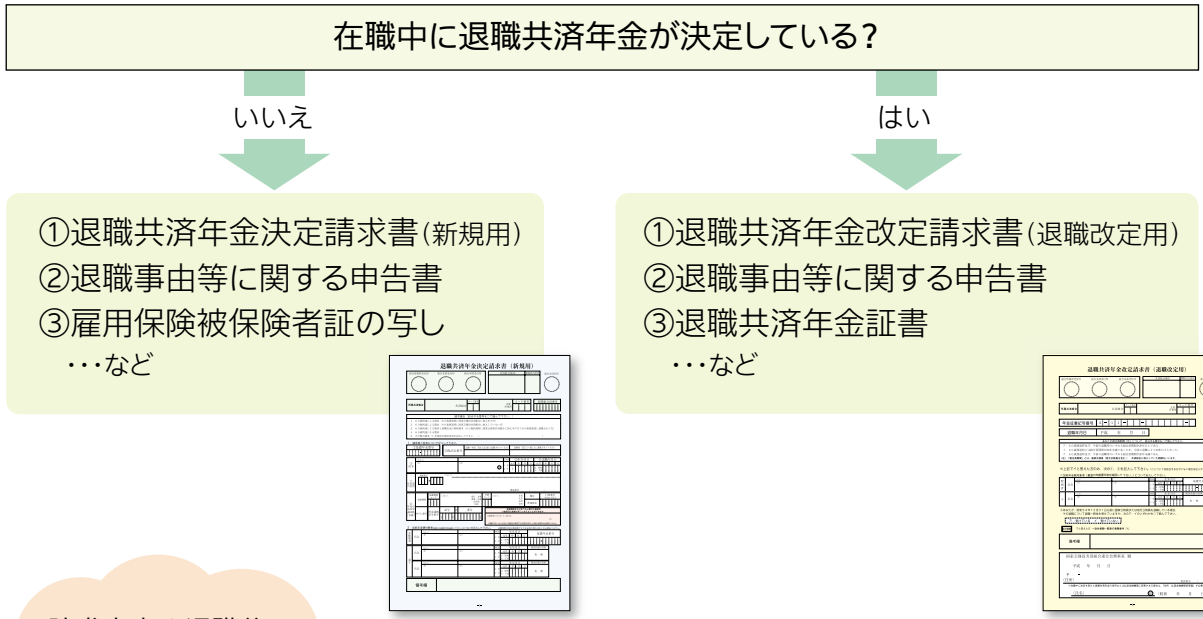
- ・氏名
- ・住所
- ・年齢
- ・連絡先電話番号
- ・組合員番号
- ・DVD希望

※返信用封筒は角型7号(142mm×205mm)以上で封筒表面に送付先の郵便番号、住所、氏名を記載し、140円分の切手を貼付したもの

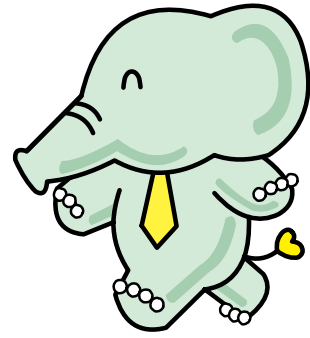


《年金担当》

●退職時の年齢が61歳以上(S28.4.1以前生まれ)の方 (高齢再雇用フルタイム勤務が終了する場合を含みます)



請求内容や退職後の状況によって、他にも必要な添付書類があります。



退職日の翌日に、他の共済組合(地方公務員を含む)に加入する方は、加入先に「日本郵政共済組合に加入していたこと」を申し出てください。

《年金担当》

退職時に貸付金残高がある方へ

退職日に共済貸付・財形貸付の貸付金残高がある場合は、退職手当から貸付金残高を一括控除しますので、個別の手続きは必要ありません。

Q1 退職手当から貸付金残高を完済することができない場合はどうしたらいいですか？

A1 退職手当で控除可能な金額を控除し、控除しきれなかった残高は、後日共済センターから払込通知書を送付しますので、最寄りの郵便局またはゆうちょ銀行で払い込んでください。

Q2 貸付金残高を確認したい場合はどうしたらいいですか？

A2 貸付けが決定したときに共済組合から「弁済予定表」を交付していますので、当該弁済予定表を確認してください。
万一紛失している場合は、共済組合ホームページから、貸付2-1-1「共済組合貸付金残高照会表」をダウンロードして、ご記入のうえ共済センターに提出してください。
回答は共済センター到着後5営業日以内に郵送いたします。
なお、電話及びメールでの照会は個人情報保護の観点から受け付けておりません。

Q3 弁済計画表の退職時の未弁済額と退職手当からの控除額が違う場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？

A3 元利均等弁済方式・ボーナス併用を選択されている場合は、退職時の未弁済額にボーナス弁済分の経過利息が合計されます。

《貸付担当》

任意継続組合員の方への 「宿泊施設利用手帳」の交付を廃止します

ゆうせい共済第445号(平成25年9月発行)及びゆうせい共済第446号(平成25年11月発行)で、お知らせしましたとおり、任意継続組合員(永年勤続者)となる方に対する「かんぽの宿・K K R 宿泊施設利用手帳」の交付(宿泊助成)は、平成26年3月31日をもって廃止します。

1 本利用手帳の交付対象外となる方

任意継続組合員の資格取得日が平成26年4月1日(退職日:平成26年3月31日)以降の方
※同組合員の資格取得日が上記以前の方で本利用手帳を請求し、交付を受けた方は、有効期限満了日まで使用できます。

2 その他

通常の宿泊助成制度については、引き続き利用できます。

《助成担当》

特定保健指導利用券の有効期限のご案内

メタボ健診(特定健康診査)の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと判断され、特定保健指導の対象となった被扶養者及び任意継続組合員の方には、共済センターから特定保健指導のご案内と「特定保健指導利用券」を発送しています。

利用券の有効期限は、平成26年3月末日ですご注意ください。

日常生活の中での運動や食事改善についてのアドバイス、その後のフォロー等について、医師及び保健師等の専門家から支援が受けられる特定保健指導を積極的に利用してください。

利用開始日に組合員証(被扶養者証)を提示すると、利用料の3割の自己負担でご利用いただけます。

なお、途中で脱落や資格喪失等することなく終了した方には、その自己負担分を助成しますので、実質自己負担なしで指導を受けることができます。

特定保健指導等終了後、組合員が「特定保健指導費請求書」に実施機関が発行した領収書(原本)を添付して、自己負担分を共済センターに請求してください。

《助成担当》

社内レクリエーション行事に対する 助成申請期限について

共済組合では、社内レクリエーションとしてスポーツ等の行事を実施する際に、年度内1回限りの助成を行っています。

年度内に実施した社内レクリエーション行事に対する助成申請は、原則、年度内に行ってください。この申請を翌年度以降に行った場合には、助成ができないことがありますので、ご注意ください。

詳細は、ホームページをご覧ください。

▶HOME > 宿泊レク助成 スポーツクラブ等 > レクリエーション行事への助成

●1 日本郵政共済組合レクリエーション助成利用手続

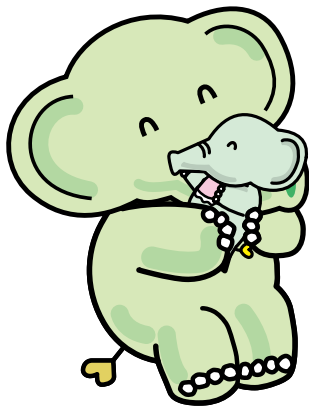
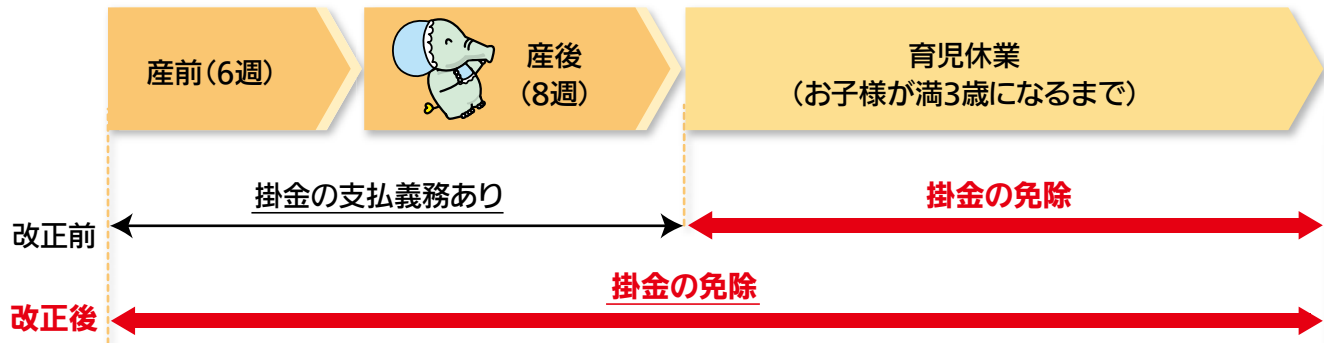
(URL: <http://www.yuseikyosai.or.jp/recreation/josei.html>)をご覧ください。

《助成担当》

平成26年4月から産前産後休暇中も 共済組合の掛金が免除されます！

これまで育児休業を取得した組合員について、その休業期間中、組合員の申請により共済組合の掛金を免除する制度がありますが、**平成26年4月1日から、「産前産後休暇」の期間(産前6週間(※)・産後8週間)についても、組合員の申請により共済組合の掛金が免除されます。**

※多胎妊娠の場合は産前の14週間



Q1

共済組合の掛金免除を受けるための申請は、どのように行えば良いですか？

A1

申請手続等の詳細については、決まり次第お知らせします。

Q2

平成26年3月から産前産後休暇を取得する予定ですが、共済組合の掛金免除を受けることはできますか？

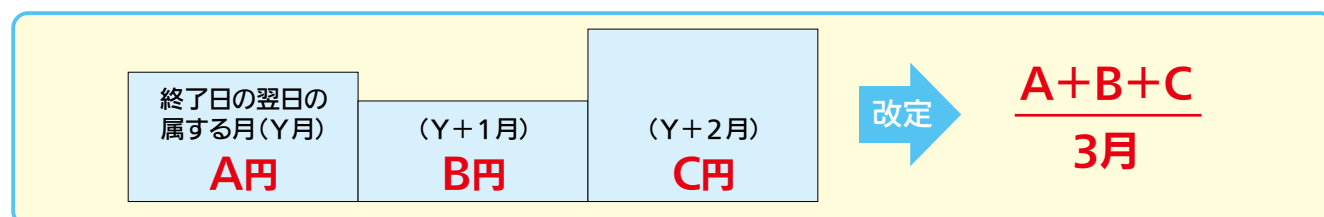
A2

平成26年4月以降の産前産後休暇期間について、免除を受けることができます。

《標準報酬担当》

産前産後休暇後に育児休業を取得しない場合でも 標準報酬月額を見直すことができます！

これまで育児休業からの復帰時に3才未満のお子様を養育されていた組合員については、勤務時間が短くなる等により給与の支給額が下がった場合、組合員の申請により共済組合の掛金計算のもとになる標準報酬月額を見直す制度がありますが、**平成26年4月1日から、産前産後休暇終了後に育児休業を取得しない場合についても、組合員の申請により標準報酬月額を見直すことができるようになります。**



Q

標準報酬月額の見直しの申請は、どのように行えば良いですか？

A

上記「共済掛金免除の申請手続」と併せて、決まり次第お知らせします。

《標準報酬担当》

平成26年4月1日から出産費附加金・ 家族出産費附加金制度を新設します

ゆうせい共済第444号(平成25年4月発行)の「短期給付金における附加給付の見直し」においてお知らせしましたとおり、**平成26年4月1日以降**の出産には、「出産費附加金・家族出産費附加金」が給付されます。

給付額の例

直接支払制度を利用したケース(産科医療補償制度に加入した場合)



- ※ 産科医療保障制度に加入しない場合、出産費・家族出産費の金額は390,000円となります。
- ※ 医療機関等での出産費用が420,000円未満の場合は、差額を組合員にお支払いします。

注意事項

- (1) 附加金は、**組合員からの請求に基づいて給付**しますので、**請求書の提出が必要**です。
また、附加金の請求は、出産費・家族出産費と同時に請求することもできます。
- (2) 附加金は、当共済センターで出産費・家族出産費の給付を確認した後に給付となります。
- (3) 1回の出産で出産した人数分の附加金を給付します。
(例) 1回の出産で2人出産した場合…40,000円×2人=80,000円
- (4) 産科医療補償制度につきましてはホームページまたは「ゆうゆうライフMY共済(p.41)」
をご参照ください。

※請求書の様式については、ホームページをご覧ください。

《給付担当》

提携住宅ローン銀行に三菱UFJ信託銀行が 新しく加わりました

平成25年11月1日から三菱UFJ信託銀行が加わり、住宅ローンの提携銀行が7行となりました。

提携銀行

三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ銀行、新生銀行、りそな銀行(埼玉りそな銀行)

《貸付担当》

平成26年度送金スケジュールのお知らせ

貸付金、短期給付金及び検診費等助成金等の送金スケジュールをお知らせいたします。
希望する送金日の締切日までに書類が共济センターに到着するように送付してください。
なお、いずれも請求書類等に不備がない場合のスケジュールです。

貸付金送金スケジュール ○書類の送付先：貸付・みらい担当

申込締切日	送金予定日	申込締切日	送金予定日	申込締切日	送金予定日
2月24日 (月)	4月 7日 (月) (4月第1回)	6月24日 (火)	8月 5日 (火) (8月第1回)	10月23日 (木)	12月 5日 (金) (12月第1回)
3月10日 (月)	4月21日 (月) (4月第2回)	7月 9日 (水)	8月20日 (水) (8月第2回)	11月10日 (月)	12月22日 (月) (12月第2回)
3月27日 (木)	5月12日 (月) (5月第1回)	7月28日 (月)	9月 5日 (金) (9月第1回)	11月21日 (金)	1月13日 (火) (1月第1回)
4月 4日 (金)	5月20日 (火) (5月第2回)	8月11日 (月)	9月22日 (月) (9月第2回)	12月 1日 (月)	1月20日 (火) (1月第2回)
4月22日 (火)	6月 5日 (木) (6月第1回)	8月22日 (金)	10月 6日 (月) (10月第1回)	12月17日 (水)	2月 5日 (木) (2月第1回)
5月12日 (月)	6月20日 (金) (6月第2回)	9月 4日 (木)	10月20日 (月) (10月第2回)	1月 8日 (木)	2月20日 (金) (2月第2回)
5月27日 (火)	7月 7日 (月) (7月第1回)	9月22日 (月)	11月 5日 (水) (11月第1回)	1月22日 (木)	3月 5日 (木) (3月第1回)
6月10日 (火)	7月22日 (火) (7月第2回)	10月 8日 (水)	11月20日 (木) (11月第2回)	2月 6日 (金)	3月20日 (金) (3月第2回)

《貸付担当》

短期給付金送金スケジュール ○書類の送付先：給付担当

A 自動送金となる給付金

高額療養費・附加給付 のみ

【どんなとき?】

- ・1つの医療機関で、保険分の自己負担が25,000円(上位所得者は30,000円)を超えたとき
- ・2つ以上の医療機関で、保険分の自己負担がそれぞれ21,000円を超えたとき 等

※右表B-④の場合、自動送金の対象外です。

【送金の仕組み】

医療機関から共济組合に送付される診療報酬明細書(レセプト)の記載に基づき、共济組合のシステムで自動計算され、組合員の口座に送金します。

B 請求書の提出が必要な給付金

- ①組合員証未使用の療養費、装具代、弱視治療用眼鏡代 等
- ②出産費、出産費附加金 等
- ③傷病手当金、休業手当金 等
- ④左表Aの自動送金対象外の高額療養費等

・国や地方自治体の医療費助成を受けている(またはその可能性が高いと共济組合で判断した)療養者で、共济組合からの高額療養費等の自動送金が停止している方

・医療機関(外来)と調剤薬局の自己負担を合算すると、高額療養費算定基準額を超える場合

診療月	最短の送金予定日(月1回)	支払可能な診療月(④のみ適用)	共济センターに請求書が到着した日	送金予定日(月2回)
25年12月診療	4月 7日(月)	25年12月診療まで	3月 5日(水)到着まで 3月20日(木)到着まで	4月 7日 (月) 4月21日 (月)
26年 1月診療	5月12日(月)	26年 1月診療まで	4月 4日(金)到着まで 4月15日(火)到着まで	5月12日 (月) 5月20日 (火)
26年 2月診療	6月 5日(木)	26年 2月診療まで	5月 2日(金)到着まで 5月20日(火)到着まで	6月 5日 (木) 6月20日 (金)
26年 3月診療	7月 7日(月)	26年 3月診療まで	6月 5日(木)到着まで 6月20日(金)到着まで	7月 7日 (月) 7月22日 (火)
26年 4月診療	8月 5日(火)	26年 4月診療まで	7月 4日(金)到着まで 7月18日(金)到着まで	8月 5日 (火) 8月20日 (水)
26年 5月診療	9月 5日(金)	26年 5月診療まで	8月 5日(火)到着まで 8月20日(水)到着まで	9月 5日 (金) 9月22日 (月)
26年 6月診療	10月 6日(月)	26年 6月診療まで	9月 5日(金)到着まで 9月19日(金)到着まで	10月 6日 (月) 10月20日 (月)
26年 7月診療	11月 5日(水)	26年 7月診療まで	10月 3日(金)到着まで 10月20日(月)到着まで	11月 5日 (水) 11月20日 (木)
26年 8月診療	12月 5日(金)	26年 8月診療まで	11月 5日(水)到着まで 11月20日(木)到着まで	12月 5日 (金) 12月22日 (月)
26年 9月診療	1月 9日(金)	26年 9月診療まで	12月 5日(金)到着まで 12月15日(月)到着まで	1月13日 (火) 1月20日 (火)
26年10月診療	2月 5日(木)	26年10月診療まで	1月 5日(月)到着まで 1月20日(火)到着まで	2月 5日 (木) 2月20日 (金)
26年11月診療	3月 5日(木)	26年11月診療まで	2月 5日(木)到着まで 2月20日(金)到着まで	3月 5日 (木) 3月20日 (金)

※短期給付金が送金された場合は、ゆうちょ銀行の給与口座通帳に、送金元「郵政共済 短期経理」と印字されますので、通帳への印字をもって共济組合から送金されたことを確認してください。

左表Aの注意点

- 自動送金予定日は「**受診月から最短で4か月後**」が目安となります。
- 医療機関から共济組合へレセプトの到着が遅れる場合、送金予定日も遅れます。ただし、右表B-④のように、共济組合で自動送金を停止している場合がありますので、特に初めて高額療養費等の給付を受ける方は、**受診月から4か月後の送金予定日以降に送金が確認できない場合、共济組合にお問い合わせください。**
- 自動送金の場合、決定通知等の送付は行っておりませんのでご了承ください。

右表Bの注意点

- 送金予定日における請求書の到着締切日は、原則として、毎月5日又は20日(休みの場合は前営業日)となっております。ただし、大型連休に近い**4月及び12月のみ、当共济センターでの送金手続の都合上、変則となりますのでご注意ください。**
- 以下の場合は、当該送金予定日に送金されないことがあります。
 - ・共济組合に到着した請求書等に不備があった場合
 - ・共济組合に登録されている送金先口座情報と、現時点で使用されている給与口座名・番号等が一致しない場合

《給付担当》

平成26年度送金スケジュールのお知らせ

検診費等助成金送金スケジュール ○書類の送付先：助成担当

	助成請求項目	請求締切日	送金予定日	
1	被扶養配偶者人間ドック検診費 任意継続組合員人間ドック検診費	受診後1か月以内	毎月25日(土、日及び祝日の場合は、前営業日)までに到着した請求書については翌月20日(※1) (土、日及び祝日の場合は、翌営業日)	
2	がん検診費			
3	脳ドック検診費			
4	社内レクリエーション行事助成	レクリエーション実施後 10日以内	提出書類が到着した日の属する月の翌々月20日 (土、日及び祝日の場合は、翌営業日)	
5	サークル レクリエーション 行事助成	事前承認 申請	実施日の 1か月前まで	
		概算払請求 (※2)	概算払希望日の 1か月前まで	概算払希望日(毎週金曜日) (祝日の場合は、前営業日)
		精算請求 (※3)	大会実施後 10日以内	提出書類が到着した日の属する月の翌々月20日 (土、日及び祝日の場合は、翌営業日)

※1 平成26年4月及び12月のみ送金日程が異なります。4/22到着分までが5/20送金、12/15到着分までが1/20送金となります。

※2 事前に払込みが必要と認められる場合に限り。また、実施後に必ず精算請求を行ってください。

※3 精算請求は、概算払請求の助成金額に精算が生じない場合も、共済センターに必ず提出してください。

《助成担当》

モバイルサイトを閉鎖します

昨今のスマートフォンの普及によるモバイルサイトの利用の低迷により、平成25年度(平成26年3月31日)をもってモバイルサイトを閉鎖することに致しました。今後はホームページのご利用をお願いいたします。なお、ホームページはスマートフォンからも閲覧が可能ですので、是非ご活用ください。

《広報担当》

日本郵政共済組合 共済センターの連絡先など

1 電話によるお問合せ

コールセンター TEL **0120-97-8484**

受付時間：午前9時～午後6時(土、日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※電話番号はお間違えないようお願いいたします。

2 各種手続の方法など

パソコン及びスマートフォンから

ホームページ <http://www.yuseikyosai.or.jp/>

各種手続のご案内や請求書等の様式類を掲載していますので、申請や届出をする前にご覧ください。

フィーチャーフォンから

モバイルサイト <http://www.yuseikyo-m.jp>

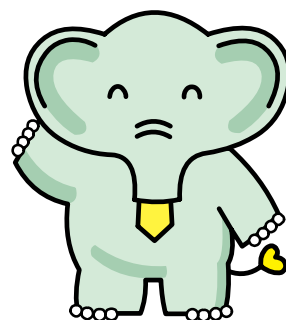
※平成26年3月31日までご利用になれます。

3 各種申請・請求書等のあて先

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※各種処理を迅速に行うため、必ずそれぞれの記事右下にある担当名を記載してください。

※郵送料は差出人負担です。



上のQRコードも
ご利用ください。

